

第 247 回 山形県建築審査会 議事録

日 時：令和 4 年 2 月 8 日（火）

場 所：あこや会館 ホール

【午前 10 時 00 分 開会】

出 席 濱委員、粕谷委員、吉原委員、高澤委員、鎌水委員、深瀬委員

欠 席 齋藤委員

事務局 建築住宅課：佐藤、石川、大宮、上田、佐藤、加藤

都市計画課：大沼

（建築住宅課長の挨拶後に、委員・事務局の紹介、審査会委員への辞令書の交付を行った。
また、事務局より審査会成立の報告があった。）

事務局

（任期満了により審査会長未選任であるため、事務局より濱委員が推薦された。各委員
選任について異議なし。）

濱会長

（濱会長より会長代理として粕谷委員が推薦された。各委員選任について異議なし。）

（議事録署名人を吉原委員と鎌水委員に依頼。）

議第 1 号「建築基準法 44 条第 1 項第二号の規定による許可のための同意について」事務局
の説明を求めます。

事務局

（建築基準法 44 条第 1 項第二号の規定による許可について説明があった。）

濱会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問ご意見がございましたらお願いします。

鎌水委員

壁がガラスでできていますが、車道側だけでしょうか。歩道側にも設置されるのでしょ
うか。

事務局

車道側の片側だけに設置されます。

鏈水委員

車道側にガラスが設置されることは危険が予測されますが、ガラスでなければならない理由はあるのでしょうか。強化プラスチックなどの素材も考えられますが、この点については、どのように検討されているのでしょうか。

事務局

ガラス素材については、設計者の意匠設計によるものであり、ガラス素材に対する規制はありません。

ガラスの危険性については、道路占用許可において酒田警察署と協議をしており、衝突防止策について、建物を運用しながら、必要であれば衝突防止用のサインを貼ることも検討していくこととしております。

鏈水委員

バスへの乗り込み口について、狭いような気もしますが、点字ブロックを歩いてこられる方と下りてくる方がぶつかる危険性はありませんか。

事務局

点字ブロック側に壁はなく見通しは利きますし、通路幅が 1.5m あり、特段通路が狭まっているものではありません。

高澤委員

質問ではなくコメントになりますが、このようにバス停留所が集約されることは、市民の方も非常に暮らしやすくなるのかなと思いました。

先程、鏈水委員からも話がありましたが、安全性が確保されるのであれば非常に良いのではないかと思います。

濱会長

幅員が 3 m を確保されていると説明がありましたが、X1 通りや X8 通りのように道路境界線が斜めになっている箇所は、南側端点から斜めの道路境界線に垂直に計測すると、おそらく 3 m より狭くなってしまわないかと思いますが、その点はいかがですか。

事務局

ご指摘のとおりその箇所については、3 m より狭くなってしまいましたが、その検討も含めて道路管理者から道路占用許可を受けております。

濱会長

意見も出尽くしたようですので、議第 1 号について審査会として同意することはいかが

でしょうか。

異議がないようですので、議第1号については同意することといたします。

濱会長

次に、議第2号「山形県建築審査会運営規程」の一部改正について事務局の説明を求めます。

事務局

(山形県建築審査会運営規程の一部改正について説明があった。)

濱会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問ご意見がございましたらお願いします。

吉原委員

オンライン会議についての追加はとても良いことだと思います。

会議の形式として、このような対面の場合がありその他に1～2人がオンラインで参加するのか、それとも全員がオンラインで参加するのか、どちらをイメージすれば良いでしょうか。どちらも可能なのでしょうか。

事務局

運営規程上は、『オンライン会議システムを利用して出席できる』と規定しておりますので、その両方を採用できるものとしております。

吉原委員

『会長が認めるときは』とありますが、遠方だからという理由でも認めるのか、それともまん延防止等重点措置や緊急事態宣言が出されている場合であれば認めるのか、どうでしょうか。

事務局

原則としては対面で開催させていただきたいと考えておりますが、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が出されている場合の他にも、感染症の拡大状況や個人の事情に応じてオンライン会議システムを利用するなど、開催方法についてはその都度会長と相談させていただきたいと考えております。

濱会長

会長がオンライン参加ということも可能なのでしょうか。

事務局

開催方法についてはその都度会長と相談させていただきたいと考えております。

濱会長

意見も出尽くしたようですので、議第2号について「山形県建築審査会運営規程」を事務局案のとおり改正することとしていかがでしょうか。

異議がないようですので、議第2号については事務局案のとおり改正することといたします。

濱会長

次に、議第3号「建築基準法第43条第2項二号の規定による許可の包括同意について」事務局の説明を求めます。

事務局

(建築基準法第43条第2項二号の規定による許可の包括同意に係る報告案件1件について説明があった。)

濱会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

鍵水委員

建築物の用途がライスセンターということはトラックが出入りすることになると思いますが、トラックの通行に関してこの農道は耐えられるのでしょうか。

事務局

農道の舗装はアスファルト舗装になっており、道路管理者からも通行の承諾を受けております。

濱会長

他に意見がなければ、県から提出されました議題については以上であります。

委員の皆様には慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。

議事はこれで終了いたします。

事務局

ありがとうございました。事務局からは以上ですが、皆様から他に何かございますでしょうか。

粕谷委員

議事録の作成についてですが、運営規程の解釈について事務局からの見解があったと思いますので、今後の解釈の参考になるため、具体的な内容で記録していただければと思います。

事務局

分かりました。ありがとうございました。

他にないようですので、以上をもちまして第 247 回山形県建築審査会を閉会いたします。

【午前 10 時 50 分 閉会】

山形県建築審査会長

議事録署名人

山形県建築審査会委員

山形県建築審査会委員
